登録申請書の添付書類について

証明書は、発行の日から3カ月以内のものを添付すること。

Ø 申請者が法人の場合

- ・定款
- ・法人の登記事項証明書
- ・役員の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)
- ・役員の住民票の抄本(マイナンバーの記載が無いもの)(役員が法人であるときは、 当該役員の登記事項証明書)
- ・役員の婚姻前の氏名を証する書面(役員の婚姻前の氏名を登録申請書に併記した場合において、住民票の抄本が当該婚姻前の氏名を証するものでない場合に限る)
- ・役員の身分証明書(市区町村が発行)
- ・役員の誓約書
- ・最終の貸借対照表及び損益計算書
- ・国内における代理人の住民票の抄本(代理人が法人であるときは、代理人たる当該法人の登記事項証明書)
- ・国内における代理人の婚姻前の氏名を証する書面(国内における代理人の婚姻前の 氏名を登録申請書に併記した場合において、住民票の抄本が当該婚姻前の氏名を証す るものでない場合に限る)
 - 1 「役員」には、外国法人にあっては、国内における代表者を含む。
 - 2 国内における代理人の住民票の抄本は、申請者が外国法人であって、国内における代表者を定めていない場合に限る。

Ø 申請者が個人の場合

- ・申請者の履歴書
- ・申請者の住民票の抄本(マイナンバーの記載が無いもの)
- ・申請者の婚姻前の氏名を証する書面(申請者の婚姻前の氏名を登録申請書に併記した場合において、住民票の抄本が当該婚姻前の氏名を証するものでない場合に限る)
- ・申請者の身分証明書(市区町村が発行)
- ・金商業等府令別紙様式第1号の2により作成した書面(貸借対照表及び損益計算書)
- ・国内における代理人の住民票の抄本(代理人が法人であるときは、代理人たる当該法人の登記事項証明書)
- ・国内における代理人の婚姻前の氏名を証する書面(国内における代理人の婚姻前の 氏名を登録申請書に併記した場合において、住民票の抄本が当該婚姻前の氏名を証す るものでない場合に限る)

国内における代理人の住民票の抄本は、申請者が外国に住所を有する個人である場合に限る。

Ø 法人・個人共通

- ・申請者の誓約書
- ・業務方法書
- ・人的構成及び業務執行体制を記載した書面
- ・高速取引行為に係る業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括 する者の履歴書
- ・高速取引行為に係る業務を管理する責任者の履歴書
- ・純財産額を算出した書面

(補足1)住民票の抄本に代わる書面について

住民票の抄本に代わる書面については、例えば、国内に在留しない外国人が提出した本国の公証人が署名を行った公正証書のほか、国内に在留する外国人が提出した在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面が該当するものと考えられます(監督指針III-3-1(5) を準用。)。

(補足2)役員の身分証明書及び申請者の身分証明書(市区町村が発行)について 役員の身分証明書及び申請者の身分証明書(市区町村が発行)に代わる書面について は、例えば、国内に在留しない外国人が提出した本国の公証人が署名を行った公正証 書が該当します。

以上